

第1 身体介護・家事援助・重度訪問介護の支給量等（介護保険での同種類のサービスを併給しない場合）

身体介護、家事援助及び重度訪問介護の支給を決定する際は、「①サービスごとの単位表」に定める単位に支給決定時間（身体介護の支給量のうち、通院のための支給であることが明らかな決定量を除く）を掛けて求めた値（以下、「支給単位」という。）が②及び③の各上限支給単位表に定める上限支給単位を超えないように決定する。

2 障害者が独居（住基データで判断）の場合及び独居に準ずる場合（障害者と同一世帯の者全てが下記アからウのいずれかに該当する場合は上限支給単位に1.5を乗じて求めた値（1未満の端数が生じる場合は、端数を切り上げた値）を上限単位と見なすことができる。

ア 18歳未満  
 イ 介護保険の要介護度1以上  
 ウ 障害支援区分1以上

3 介護者の疾病・事故・出産、障害者の退院・退所・学校の長期休暇及びこれらに準じる事由により一時的に必要と認める際は、当該事由の該当期間に限り（2ヶ月を限度とする）、上限支給単位（独居及び独居に準じる者として上限支給単位に1.5を乗じた者においては、1.5を乗じた後の値（1未満の端数が生じる場合は、端数を切り上げた値））に1.5を乗じて求めた値（1未満の端数が生じる場合は、端数を切り上げた値）を上限単位と見なすことができる。

4 重度訪問介護の支給対象者が3時間を超える居宅介護を連続して利用する場合は、原則として重度訪問介護で支給する（必要時間帯にサービスを提供できる事業者が無い場合等やむを得ない場合を除く）。

5 支給決定量の決定単位は、家事援助は15分単位、身体介護及び重度訪問介護は30分単位とする。

6 決定支給量は、1週間単位で作成した計画により必要とされる支給量を5倍して求める（週により異なる支給量が必要な場合を除く）。

7 第1項から第3項の規定による上限支給決定単位をもとに求めた身体介護及び家事援助の支給決定可能時間に対し、必要に応じて身体介護または家事援助のいずれかに0.5時間を加算して決定することができる。

①サービスごとの単位表

サービスの種類	単位
身体介護	350
家事援助	150
重度訪問介護	160

②家事援助と身体介護のみを利用する場合の上限支給単位

障害支援区分等	上限支給単位
区分1	3,428
区分2	4,356
区分3	6,451
区分4	12,139
区分5	19,368
区分6	27,959
児童短期入所区分1	3,428
児童短期入所区分2	4,356
児童短期入所区分3	10,897
重症心身障害児	27,959

③重度訪問介護を利用する場合の上限支給単位

障害支援区分等	上限支給単位
区分1	-
区分2	-
区分3	-
区分4	28,468
区分5	35,697
区分6	44,288

## 第2 身体介護・家事援助・重度訪問介護の支給量等（介護保険の同種類のサービスを併給する場合）

次のアからオの全てに該当する場合に、介護保険の訪問介護サービスに併給して身体介護・家事援助・重度訪問介護を支給することができる。なお、通院に係るサービスについては、原則として介護保険で提供するものとする。

ア 介護保険の利用可能単位数のうち概ね過半数を訪問介護サービス（通院介助・通院等乗降介助に相当するサービスを含む）に利用していること

イ 要介護4、5以上の身体障害者で肢体不自由の程度が1級に該当する者であって両上肢及び両下肢の機能の障害を有する者、1・2級の視覚障害者、知的障害者又は精神障害者であること。

ウ 介護保険によるサービスを限度額まで利用していること

エ 障害福祉サービスによる居宅介護と重度訪問介護の合計支給時間が介護保険の訪問介護の支給時間を上回らないこと。ただし1・2級の視覚障害者、知的障害者又は精神障害者においては、障害福祉サービスによる居宅介護と重度訪問介護の合計支給時間が介護保険の訪問介護の支給時間を上回っても良いものとする。

オ 身体介護、家事援助及び重度訪問介護の合計支給単位が、別紙第1で規定する上限支給単位から、介護保険で提供される訪問介護を別紙第1に規定する単位数に置きかえた場合に求められる単位（介護保険で提供される訪問介護をサービス内容及び通常提供される提供量等から、相当する障害福祉サービスに置きかえ、置きかえたものを別紙第1の基準により単位化する）を控除した単位内であること。

## 第3 行動援護及び重度訪問介護の移動介護加算の支給量等

行動援護及び重度訪問介護の移動介護加算の支給を決定する際は、行動援護の決定時間数、重度訪問介護の移動介護加算決定時間数、移動支援事業の利用決定量及び介護保険によるサービスのうち移動のためのサービス（通院のためのサービスを除く）の利用量の合計が25時間（12歳未満の障害児においては10時間、共同生活援助施設・地域ホーム入居者においては20時間とする）を超えないよう決定する。

2 支給決定量の決定単位は、行動援護及び重度訪問介護は30分単位とする。

## 第4 同行援護の支給時間等

同行援護の支給を決定する際は、35時間を上限支給時間とする。

2 同行援護の支給を決定した際は、移動支援事業を併せて支給することはできない。ただし同行援護の支給対象者で移動支援事業のグループ支援型の利用を希望する場合は、グループ支援型での利用予定時間を移動支援事業で併せて支給することができる。その際、同行援護の支給時間と移動支援事業の支給時間の合計時間が同行援護の上限支給時間を超えないよう決定する。

3 同行援護の支給対象者のうち、居住する地域等により同行援護のサービスを受けることが困難な場合は、その状況が解消されるまでの間、移動支援事業を支給することができる。その際、移動支援事業の上限利用決定量は同行援護の上限支給時間とする。

4 介護者の疾病・事故・出産、障害者の退院・退所・学校の長期休暇及びこれらに準じる事由により一時的に必要と認める際は、当該事由の該当期間に限り（2ヶ月を限度とする）、上限支給時間を55時間と見なすことができる。

5 介護保険対象者であっても、同行援護の支給対象条件を満たす者であれば、同行援護の支給をすることができる。

## 第5 短期入所の支給量等

短期入所の支給を決定する際は、短期入所の決定量、日中一時支援事業決定量の合計が11日を超えないように決定する。

2 介護保険において要支援1以上に該当する障害者においては、次のア～エのいずれかに該当する場合であって、高崎市障害者自立支援判定審査会において「非定型支給決定」の支給が必要と認められ、更に市長が必要と認める場合に限り、短期入所を支給する。

ア 介護保険施設での空き状況や受け入れ状況などにより利用が困難な場合

イ 介護保険施設での受け入れは可能だが、介護度により利用日数が制限されると予想される場合

ウ 当該申請者の障害特性により、引き続き従前の障害者支援施設等での利用が必要と思われる場合

エ 介護保険第2号被保険者で、当該申請者の年齢等により、障害支援施設等での利用が必要と思われる場合

3 介護者の疾病、事故、出産及びこれらに準じる事由により一時的に必要と認める際は、当該事由の該当期間に限り（2ヶ月を限度とする）、上限支給量を31日とすることができる（日中一時支援事業と短期入所の支給量を合計して31日とする）。

4 支給決定量の決定単位は、日単位とする。

5 医療型短期入所において、次のアまたはイに該当する場合であって、当該事業所が作成する特別重度支援加算対象者認定意見書の提出があった者・児においては、特別重度支援加算（Ⅰ）または特別重度支援加算（Ⅱ）を支給する。

ア 特別重度支援加算対象者判定表が10点以上の者・児においては、特別重度支援加算（Ⅰ）を支給する。

イ 上記ア以外の者・児で、特別重度支援加算対象者認定意見書の特別重度支援加算Ⅱ該当欄のうち、一つ以上の項目に該当する者・児においては、特別重度支援加算（Ⅱ）を支給する。

## 第6 施設入所支援と就労継続支援又は生活介護の組合せの支給決定について

施設入所支援と就労継続支援又は生活介護（障害支援区分4（50歳以上の者は3）よりも低い者）の組合せによる支給は行わない。ただし次のア～ウのいずれかに該当する場合であって、高崎市障害者自立支援判定審査会において「非定型支給決定」の支給が必要と認められ、更に市長が必要と認める場合に限り支給する。

ア 入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる場合

イ 地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な場合

ウ グループホームでの受け入れが困難な場合

2 前項の支給決定をする際は、支給期間をいずれも1年とし、サービス更新時に引き続き当該組合せの支給決定をすることの適否を高崎市障害者自立支援判定審査会に諮る。

## 第7 介護保険対象者の日中活動等

介護保険施設の利用が可能な者に対しては、生活介護の支給は行わない（施設入所支援の決定を受けて障害者支援施設に入所している者を除く）。ただし第5の2のア～エのいずれかに該当する場合であって、高崎市障害者自立支援判定審査会において「非定型支給決定」の支給が必要と認められ、更に市長が必要と認める場合には、介護保険対象者であっても生活介護サービスを決定することができる。

## 第8 介護給付費等の利用目的等に関する基準

介護給付費等は障害者が地域での生活を行うために、介護給付費等の支給が必要であると認められる場合に限り、必要と認められる範囲内で支給する。

## 第9 経過措置

短期入所並びに行動援護並びに身体介護、家事援助及び重度訪問介護（身体介護、家事援助及び重度訪問介護においては介護保険での同種類のサービスを併給する場合）の支給量においては、平成19年7月1日時点で、別紙に定める支給量の上限を超える支給を受けている者（別紙第2及び別紙第4の規定に基づき、平成19年7月1日以降に新たに介護保険の同種類のサービスを併給する者を除く）においては、当分の間、平成19年7月1日時点の支給量（平成19年7月1日以降に支給量が変更された者にあつては、平成19年7月1日時点の支給量と変更後の支給量（上限支給量未満の決定を受けた者にあつては上限支給量）の smaller 方）を上限支給量と見なすことができる。

2 身体介護、家事援助及び重度訪問介護（介護保険での同種類のサービスを併給しない場合）の支給量においては、平成19年7月1日時点で、別紙第1に定める上限支給単位を超える支給決定を受けている者においては、当分の間、平成19年7月1日時点の支給単位（平成19年7月1日以降に支給量が変更された者にあつては、平成19年7月1日時点の支給単位と変更後の支給単位（別紙第1に定める上限支給単位未満の決定を受けた者にあつては別紙第1に定める上限支給単位）の smaller 方）を上限支給単位と見なすことができる。なお、平成19年7月1日時点で別紙第1第1項に定める上限支給単位を超える支給決定を受けている者に対して、別紙第1第2項及び第3項の規定により上限支給単位に1.5を乗じる場合は、平成19年7月1日時点の支給単位ではなく、別紙第1第1項の規定による上限支給単位に1.5を乗じるものとする。

3 平成23年10月1日に視覚障害により、移動支援事業の支給から同行援護の支給に切り替わる者の同行援護の支給時間等においては、次のとおり経過措置を設ける。

ア 平成23年9月30日時点での移動支援事業の支給時間を、平成23年10月1日以降の支給時間とする

イ 平成23年9月30日時点で、移動支援の支給時間が同行援護の支給上限時間を越える者においては、当分の間、平成23年9月30日時点の移動支援事業の支給時間（平成23年10月1日以降に支給時間が変更された者にあつては、平成23年10月1日時点の支給時間と変更後の支給時間の smaller 方）を同行援護の上限支給時間と見なすことができる

ウ 平成23年9月30日時点での移動支援事業の支給時間を、平成26年12月31日を限度に同行援護と併せて支給する。

4 施設入所支援と就労継続支援又は生活介護（障害支援区分4（50歳以上の者は3）よりも低い者）の組合せによる支給決定において、次のア～ウのいずれかに該当する者は従前どおり支給決定を行うことができる。

ア 特定旧法受給者

イ 平成24年3月31日時点で当該組合せの支給決定を受けている者

ウ 平成24年3月31日時点で児童福祉法に定める障害児施設のうち、知的障害児施設、盲ろう

あ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設に入所している者

5 介護保険第2号被保険者の短期入所、生活介護の支給については、平成27年3月1日時点で支給決定を受けている者は従前どおり支給決定を行うことができる。

## 第10 その他

この要綱に記載されていない内容について、「支給決定事務処理要領」、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」等の国資料に支給決定条件についての記載がある場合は、国資料のとおり決定する。